

横浜市行政不服審査会答申
(第120号)

令和4年9月13日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「教育・保育給付認定取消処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案の概要

本件は、審査請求人と審査請求人の妻である申立外A（以下「申立外A」という。）は別居しており、審査請求人と申立外Aの子であるB（以下「本件児童」という。）は申立外Aと同居していたところ、審査請求人を給付認定保護者とする教育・保育給付認定決定が、令和2年8月31日付けで「給付認定に係る児童を現に監護していることが確認できないため」との理由で横浜市戸塚区長（以下「処分庁」という。）により取り消された（以下「本件処分」という。）ため、審査請求人が審査請求を申し立てた事案である。

3 本案前の答弁に対する判断

本件処分は、令和2年8月31日付けで行われたところ、本件審査請求は令和3年5月15日に提起されており、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第18条第1項の審査請求期間（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内）を経過している可能性があるため、本件審査請求が適法に行われたかについて判断する。

審査請求人は、本件処分を、令和3年2月21日に家庭裁判所から送付された書面により知ったと主張する。

この点、処分庁は、行審法第18条第1項における「処分があったことを知った日」について、「処分を記載した書類が当事者の住所に送達される等、社会通念上処分のあったことを当事者が知り得べき状態に置かれたときに、反証のない限り被処分者が知ったものと推定される」（最判昭和27年11月20日・民集6巻10号1038頁）と解釈し、処分庁は令和2年9月4日17時過ぎに普通郵便で処分結果を発送したため、同普通郵便が審査請求人の自宅に通常送達されると考えられる時点を同項の審査請求期間の起算点とすべきであると主張する。

しかしそもそも、処分庁が普通郵便で処分結果を発送したことを立証する資料は処分庁から提出されておらず、本件処分結果が普通郵便で発送された事実を認定できない。

審査請求人が令和3年2月21日以前に本件処分を知ったと認められるその他の事情もないため、本件審査請求が審査請求期間を経過しており不適法であるとの処分庁の主張は認められない。

よって、本件審査請求が適法になされたとして以下判断する。

4 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人と別居中であった申立外Aからの支給認定保護者の変更の要望を受け、審査請求人が戸塚区役所に赴いた際に、横浜市戸塚区職員から離婚前提の別居と変更申請書に書かなければ変更にならないと説明を受けた。審査請求人は、横浜市戸塚区職員に対し、離婚前提の別居ではないので別居としか書けないと回答し、話し合いは終了したにもかかわらず、審査請求人が知らない間に、処分庁が本件処分を行ったことは違法・不当である。
- (2) 処分庁が、審査請求人が知らない間に聴聞手続きを行い、本件処分を行ったことは違法・不当である。

5 処分庁の主張の要旨

- (1) 令和2年7月に、処分庁は申立外Aから自らを本件児童の給付認定保護者として記入した「給付認定申請書」を受領し、その際、審査請求人が現に本件児童を監護しているかについて疑義が生じた。
そのため、審査請求人及び申立外A宛てに普通郵便で現に本件児童を監護していることの証拠書類の提出を求めたが、審査請求人から期限までに返答がなかった。
- (2) 処分庁は、令和2年8月19日に聴聞を行う旨を通知する書面を普通郵便で発送したが、審査請求人は、同通知書に記載された聴聞開始時刻である令和2年8月27日14時に出席しなかった。その後、審査請求人に三度ほど架電したが返答がなかったため、本件処分を行った。

6 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「7 判断理由」に記載のとおりとしている。

7 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「7 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 法令の規定

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない（法第 20 条第 1 項）。

これを受け、市町村は、当該申請に係る小学校就学前子どもが法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量の認定を行うものとする（法第 20 条第 3 項）。（法第 20 条第 1 項の認定と合わせて、「教育・保育給付認定」という。）

市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者若しくは小学校就学前子どもの属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる（法第 13 条第 1 項）。

また、教育・保育給付認定を行った市町村は、当該教育・保育給付認定保護者が、正当な理由なしに、法第 13 条第 1 項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、当該教育・保育給付認定を取り消すことができる（法第 24 条第 1 項第 3 号、子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「施行令」という。）第 3 条第 1 号）。

(2) 当事者に争いのない事実及び証拠により容易に認められる事実

審査請求人は、本件児童について、法第 20 条第 1 項に基づき、処分庁に対して、教育・保育給付の支給認定を申請し、平成 31 年 1 月 18 日処分庁は支給認定処分を行った。

申立外Aは、処分庁に対し、本件児童に係る給付認定保護者の変更の相談をしていたことから、処分庁が審査請求人に対し状況確認等を行った。令和2年4月16日、審査請求人が処分庁において、「今後、電話も手紙も一切よこさないでいただきたい」と述べ、処分庁に対し、今後、質問に回答しない旨を述べた。処分庁担当者は、本件児童の保護者が変更された旨の申出があったため、処分庁としては今後もこの点について連絡を取らせていただきたいと説得したが、審査請求人は手続に応じるつもりはないと回答した。

令和2年7月9日、申立外Aから給付認定申請書が処分庁に提出され、同日現在、審査請求人が申立外A及び本件児童と別居していること、申立外Aが本件児童を監護していることの申出があった。

処分庁は、令和2年7月29日、令和2年8月6日を提出期限として、審査請求人及び申立外A宛てに普通郵便で「現に子を監護することの確認について（依頼）」を発送し、本件児童を現に監護している根拠書類の提出を求めた。

審査請求人は、令和2年8月5日に戸塚区役所に来庁し、窓口で、処分庁から発送された、開封済みの「現に子を監護することの確認について（依頼）」の書面を返却し、特に何も話すことなく、かつ職員の説明を受けることもなく立ち去った。その後、処分庁は、審査請求人に対し、同日17時5分及び令和2年8月6日11時50分に架電したが応答しなかった。

以上のとおり、令和2年8月6日までに、審査請求人は本件児童を現に監護していることの根拠資料を提出しなかった。

処分庁は、令和2年8月19日に、本件処分を行うに当たり必要な聴聞手続（行政手続法（平成5年法律第88号。以下「行手法」という。）第15条）を行うこととし、同日、審査請求人宛てに、聴聞期日を令和2年8月27日とし、その他行手法第15条第1項及び第2項所定の事項を記載した聴聞通知書を普通郵便で発送した。また、その後聴聞場所を変更する旨の通知書を普通郵便で発送した。

審査請求人は、聴聞期日である令和2年8月27日に聴聞の場所として指定した場所に出頭しなかった。

令和2年9月2日、審査請求人は戸塚区役所に処分庁から発送された未開封の聴聞関係の通知書2通及び横浜市こども青少年局から発送された未開封の郵便物を持参し、処分庁から手紙が来たことについて苦情を申し立てた。

その際、処分庁の担当者は処分庁から発送された書面が聴聞の通知書であることを伝え、聴聞で聞く予定であった事項について聞きたいと伝えたが、審査請求人は回答しなかった。

(3) 本件についての判断

ア 本件処分を行うに当たっての要件を充足しているか

前述のとおり、教育・保育給付認定を行った市町村は、当該教育・保育給付認定保護者が、正当な理由なしに、法第13条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の問題に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、当該教育・保育給付認定を取り消すことができる（法第24条第1項第3号、施行令第3条第1号）。

本件において審査請求人は、令和2年4月16日に、今後、処分庁からの質問に回答しない旨を述べ、その後、処分庁が書面で発送した、「現に子を監護することの確認について（依頼）」についても回答しなかった。

処分庁が書面で発送した「現に子を監護することの確認について（依頼）」は、法第13条第1項の規定による報告及び物件の提出の依頼であったにもかかわらず、審査請求人はこれに回答せず、更に、今後、質問があっても対応しないとの態度を明確にしていた。したがって、教育・保育給付認定保護者である審査請求人が法第13条第1項の規定による報告及び物件の提出をしなかったといえ、処分庁が法第24条第1項第3号、施行令第3条第1号に基づいて教育・保育給付認定を取り消すことは適法かつ適切である。

イ 本件処分における手続の瑕疵があるか

本件処分は行手法第2条第4号における不利益処分に該当するため、処分を行うためには処分の相手方である審査請求人に対し、聴聞の機会を与える必要がある（行手法第13条第1項第1号）。

この点、審査請求人は、聴聞の機会が与えられていなかったと主張する。しかしながら、処分庁は令和2年8月19日に聴聞通知書を普通郵便で発送している。また、審査請求人は未開封の聴聞通知書を令和2年9月2日に処分庁に持参しているため、聴聞通知書自体は聴聞期日前に審査請求人宅に到着していることが推認される。聴聞通知書が自宅に送達

されれば、社会通念上、聴聞通知があったことを審査請求人が知ったことと推定されるため、聴聞の機会は与えられたといえる。

そして、処分庁が聴聞期日として聴聞通知書に記載した令和2年8月27日14時に、審査請求人は出頭しなかった。

以上の手続を経て処分庁は本件処分を行ったものであり、聴聞手続は適法かつ適正に行われたといえる。

(4) 結語

以上により、本件処分は適法かつ適正に行われており、本件審査請求は棄却されるべきである。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、6の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和3年5月26日	・ 審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼
令和3年6月16日	・ 弁明書等の受理
令和3年6月24日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和3年7月19日	・ 反論書等の提出再依頼
令和3年11月1日	・ 再弁明書等の提出依頼
令和4年2月21日	・ 再弁明書等の受理
令和4年3月2日	・ 再弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和4年3月24日	・ 反論書等の提出再依頼
令和4年5月25日	・ 物件の提出依頼
令和4年5月30日	・ 物件の受理
令和4年6月17日	・ 質問書の送付
令和4年6月22日	・ 回答書の受理
令和4年7月6日	・ 物件の提出依頼及び質問書の送付
令和4年7月13日	・ 物件及び回答書の受理
令和4年7月21日	・ 物件の提出通知
令和4年8月5日	・ 審理手続の終結
令和4年8月12日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和4年8月16日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和4年9月13日	・ 調査審議